



2022年5月25日

各位

会社名 日本ハウズイング株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 小佐野 台  
 (コード番号 4781 東証スタンダード)  
 問合せ先 経営企画部  
 企画グループマネージャー 太田 浩一  
 (TEL 03-5379-4141)

### 定款変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、定款一部変更の承認を求める議案を2022年6月29日開催予定の第58期定時株主総会にて付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><b>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</b></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><b>(電子提供措置等)</b></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>第1条 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>第2条 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2022年6月29日(水)  
 定款変更の効力発生日(予定) 2022年6月29日(水)

以上